（6）地球環境・地域の自然・住みよい環境　令和8年8月末日現在

件名	要旨	市の考え方	受付日	回答日	担当部署
市内全域における路上喫煙（立ち止まり喫煙含む）の全面禁止と条例改正の要望について	現在、枚方市では主要駅周辺を除き、「歩きたばこ」は禁止されているものの、「立ち止まっての喫煙」は許容されており、望まない受動喫煙を放置することとなっています。利用する駅周辺は大変ひどい状況です。市内全域での路上喫煙（立ち止まり含む）を条例で全面禁止にすることについて、検討をお願いします。	本市では、「枚方市路上喫煙の制限に関する条例」により、道路や公園等の公共場所における歩きたばこを禁止するとともに、特に利用者が多い枚方市駅と樟葉駅周辺の一部については、路上喫煙の禁止区域として指定しています。 また、路上喫煙の制限については、市、事業者、市民等がそれぞれの責務を認識したうえで協力する必要があり、今後も分煙の徹底や喫煙者の禁煙支援を図るとともに、あらゆる機会を捉えて事業者や市民への周知啓発等により、受動喫煙の防止に取り組んでまいります。 なお、先日、ご利用されている駅周辺の現地調査を行い、コンビニエンスストアや駅周辺のフェンスに受動喫煙防止ポスターを掲示しました。	2026/7/17	2026/8/10	環境部 環境政策課 健康福祉部 保健医療課